

令和5年3月30日

会 員 各位

一般社団法人松原市医師会  
会長 木下 裕介

### 児童生徒等の内科検診について

平素は、健康診断事業に御尽力・御協力を頂きありがとうございます。  
内科検診について、3月20日付けで大阪府医師会より資料が届き、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より多数の関係部署に事務連絡がなされており、「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について示しますので、参考にしていただき、適切に実施くださるようお願いします。」と「脱衣を伴う」と明記されています。

また、大阪府教育庁教育振興室保健体育課長名で多数の関係部署に「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」の文言が入った書面が送付されており、府医からの文章では、検診時に「上半身脱衣」を基本としつつ、と明記されております。

3月29日（水）開催の理事会終了後、松原市教育委員会学校教育部教育推進課と意見交換を行い、教育委員会も十分な環境整備を行い、児童生徒等のプライバシーの保護に十分な配慮を行った上で「上半身脱衣」を基本とする、との共通認識を得ました。ただ、脱衣を拒否するなどの個別事例に対しては、その都度臨機応変に現場で対応することと致しました。

以上により、松原市医師会では「上半身脱衣」を基本としたいと考えております。

そして、本日(3月29日)意見交換した内容を、教育委員会からすべての校長・養護教員、検診に携わるすべての教員並びに父兄、児童・生徒に検診の必要性・重要性を周知して頂くよう要請し、了承されました。

また、令和4年11月の盗撮事案の報道を受けて、大阪府教育庁教育振興室保健体育課長名で「児童生徒等の健康診断時における被害防止を図るための留意点」が発出されており、その内容は

- 1：複数の教員で対応する。
- 2：健康診断で使用する器具・筆記具等は、学校で用意する。

3：医師の手持ち鞄、防寒コート等を個別診察ブースの外で預かる。  
と有ります。

教育委員会と意見交換した結果、

1：可能な限り複数の教員で対応する。（女性教員が少ない学校においては一人になる）

2：学校ですべて用意して頂き、医師が用意するのは聴診器のみ、とする。

3：箱・ケース等を用意し、検診場所の後方に置く。

となりました。

検診当日どの様な会場になっているのかを、検診前に学校側より説明して頂くようにお願い致しました。

ご迷惑をおかけ致しますが、ご理解・ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

児童生徒・保護者は、非常に神経質になっているのも事実です。

検診される各位におかれましては、細心の注意をして頂きたく存じます。

ご苦労をおかけ致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について示しますので、参考にしていただき、適切に実施くださるようお願いします。

事務連絡  
令和3年3月26日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課  
高等専門学校を設置する各公立大学法人担当課  
高等専門学校を設置する地方公共団体担当課  
高等専門学校を設置する各学校法人担当課 御中  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

#### 児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について

学校における健康診断の実施に当たっては、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」（（公財）日本学校保健会）において示しているとおり、児童生徒等のプライバシーの保護や男女差等への配慮を行い、児童生徒等の心情も考慮して実施することが大切です。併せて、適切、正確な診察や検査等を実施することが児童生徒等の健康のために重要であり、疾患を発見できず治療の機会を逸すること、ひいては学校生活に支障をきたすことがあってはならないと考えています。そのため、このたび、学校保健関係者の意見を聴き、脱衣を伴う検査における留意点について別紙のとおりとりまとめましたので、各学校におかれでは、これを参考に、健康診断を実施されるようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれでは所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長並びに高等専門学校を設置する各公立大学法人

の理事長、地方公共団体の長及び各学校法人の理事長におかれでは、その管下の学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれではその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれではその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれでは所管の幼保連携型認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれでは所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健指導係

T E L : 03-5253-4111 (内線 2918)

令和5年3月20日

都市区等医師会様

大阪府医師会  
(公印省略)

### 児童生徒等の健康診断における配慮について（参考送付）

日頃は本会の学校保健事業にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび、標記の件につきまして、大阪府教育庁が大阪府立学校および市町村教育委員会に対し、「内科検診時の留意点」として別紙の通り、参考資料として取り纏め、通知した旨の連絡がありました。健診を行うにあたり、学校が学校医に手順や方法を相談するため、使用することも考えられますので、送信いたしましたく存じます。

貴会におかれましては、本趣旨をご理解いただきとともに、貴会会員へのご周知方を何卒、宜しくお願ひ致します。

【内科検診時の留意点】（注）大阪府教育庁文書では「健診」ではなく「検診」としております。

#### ■会場の環境整備

- ① すべての校種・学年で男女別に実施したり、場所や時間を考え実施するなど工夫すること
- ② 検診に支障のない範囲で、発達段階に合わせた児童生徒等のプライバシーの保護に十分な配慮を行うこと
- ③ 医師の聴診・視診の直前まで、脱いだ衣服を活用するなど、不必要な露出をさけること

#### ■検診時

- ① 児童生徒等や保護者へ、脱衣の必要性（疾病の見逃しの可能性等）を伝えたうえで、「上半身脱衣」を基本としつつ、背部視診時に胸部を隠す工夫等の配慮を行いながら、実施すること
- ② タオルや下着、体操服等の着用を学校医が認める場合は、検診に支障がないよう、正確な位置に聴診器を当てられるよう、また、背部視診時に肩甲骨が見えるよう裾をあげる等、検診への協力を促すこと

#### ■児童生徒等や保護者への事前説明

合格者登校や入学式など保護者へ直接伝える機会や、保健だより学年通信等を活用し、正しく検査を受け、疾病を早期発見することの重要性について理解を図るとともに、脱衣の必要性や配慮を含む自校の具体的な実施方法について、丁寧に説明を行い、検診の協力を促すこと

※ 文書内には「健康診断結果のお知らせ（内科）」の例文も示されておりますので、ご確認下さい。

（事務局：地域医療1課 湯口・深山）

TEL：06-6763-7012 FAX：06-6766-2875

E-MAIL：k-yuguchi@po.osaka.med.or.jp

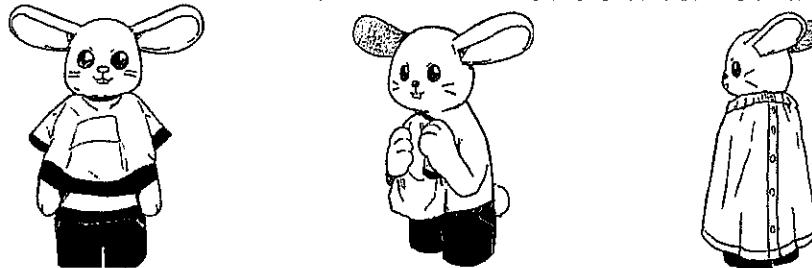
## 内科検診時の留意点

正確な診察の実施と児童生徒等のプライバシー保護の観点から、必ず学校と学校医が事前相談のうえ、学校の実情や児童生徒等の発達段階に応じて実施してください。

### ■会場の環境整備

- ① すべての校種・学年で男女別に実施したり、場所や時間を考え実施するなど工夫すること
- ② 検診に支障のない範囲で、発達段階に合わせた児童生徒等のプライバシーの保護に十分な配慮を行うこと
- ③ 医師の聴診・視診の直前まで、脱いだ衣服を活用するなど、不必要的露出をさけること

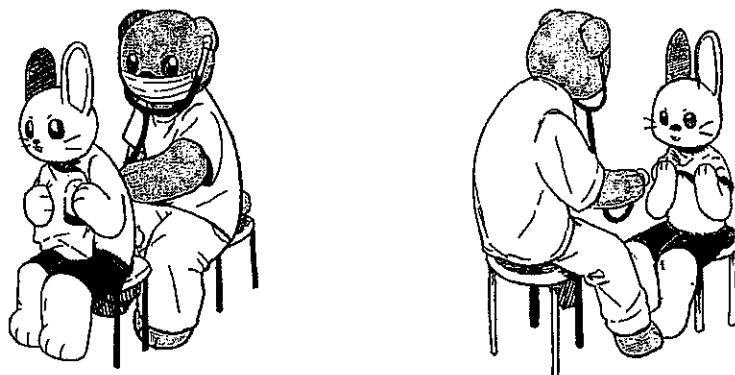
待機中は、体操服等の袖を抜いた状態にする、脱いだ服を胸にあてる、水泳時に使用するタオルを活用する等



- ④ 検診の際には、個別のスペースを確保し、脱衣や検診の際に周囲から見えないよう工夫すること

### ■検診時

- ① 児童生徒等や保護者へ、脱衣の必要性（疾病の見逃しの可能性等）を伝えたうえで、「上半身脱衣」を基本としつつ、背部視診時に胸部を隠す工夫等の配慮を行なながら、実施すること
- ② タオルや下着、体操服等の着用を学校医が認める場合は、検診に支障がないよう、正確な位置に聴診器を当てられるよう、また、背部視診時に肩甲骨が見えるよう裾をあげる等、検診への協力を促すこと



上記について、実施方法を改めて確認したうえで、プライバシーの配慮等、従来の実施方法で支障がない場合は、変更不要です。

## ■児童生徒等や保護者への事前説明

合格者登校や入学式など保護者へ直接伝える機会や、保健だより学年通信等を活用し、正しく検査を受け、疾病を早期発見することの重要性について理解を図るとともに、脱衣の必要性や配慮を含む自校の具体的な実施方法について、丁寧に説明を行い、検診の協力を促すこと。

### 説明内容や保健だより記載例

#### 【上半身脱衣で行う理由の説明・記載例】

- ・ 聴診は、聴診器を皮膚に直接あてて行いますが、衣服や下着の上からでは、皮膚と衣服等がこする音の影響や、心音を聞くポイントに聴診器を当てられず、先天性疾患や弁膜症等で聴かれる心雜音やぜん息などの呼吸音を十分に聴診できず、病気を見逃してしまう可能性があります。
- ・ 視診は、皮膚（アトピー性皮膚炎、皮膚腫瘍）や甲状腺の病気（バセドウ病、甲状腺腫）、骨格の変形（脊柱側弯症、頸椎後湾、胸郭変形）などの有無も診ています。

＜参考＞大阪府医師会 教育ツール

<https://www.osaka.med.or.jp/doctor/school-doctor.html>

#### 【具体的な説明・記載例】

本校では、内科検診時の子どもたちのプライバシー等への配慮として

- ① 性別等を考慮し、場所や時間を考え、別々に検診を行う。
- ② 脱衣の際や診察時には、周囲から見えないよう、ついたてやカーテン等により個別のスペースを確保する。
- ③ 聴診・視診の直前まで脱いだ衣服等をあてるなど、不必要な露出を避ける

など、性別を問わず対応を行っています。できる限りプライバシーに配慮して行いますが、個別の配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。

希望する配慮の内容によっては、十分な検診が出来ない可能性があります。そのような場合はお知らせします。日ごろから、本人と保護者による健康管理を行っていただき、何かありましたら学校医の健康相談を受けてください。（【様式】健康診断結果のお知らせ（内科）を活用）

#### 【その他の説明・記載例】

- ・ 聴診器を当てる際は脱衣を基本としますが、希望がある場合は、胸部を隠した状態で受診してもらうことも可能です。  
その場合、聴診器を当たられるよう、また骨格が診やすいよう、必要に応じて学校医または教職員等が衣服をあげる、ずらす等の検診補助を行うことがあります。
- ・ 脊柱側弯検査については、背骨や肩甲骨が見える状態で視診する必要がありますので、スポーツブラやキャミソール等、背面が隠れる面積が広い下着の着用は控えてください。



**■参考**（あくまでも参考例（一例）です。各学校の実情に応じて学校医と相談してください）**【事前協議をする際の留意点（例）】**

- ・首元が衣服等で隠れて診にくい場合、甲状腺の状態が確認できない可能性が考えられる
- ・スポーツブラのような皮膚を覆う面積が多い下着の場合、脊柱側弯が確認できない可能性が考えられる
- ・聴診器を上衣の中に入れて聴診する場合、体に触れた触れないといったトラブルが起こる可能性が考えられる
- ・上衣を上げる場合、誰が行うか（本人・教職員・医師等）
- ・タオルの使用状況を事前に調査しておく
- ・指定した服装以外のものを着用してきた場合の対応
- ・正確な健康診断の実施のため、児童生徒等が脱衣を希望する場合の対応

**【例】**

A校の場合：上衣は脱衣だが、タオルであれば着用を認める。プールで使用するタオルの形状を事前に生徒に確認済。

B校の場合：上衣は体操服を着用。本人等が体操服を上げ、内科検診を実施する。

C校の場合：上衣は体操服とブラジャーを着用し、直前の個別ブースで体操服を脱ぎ前にあてる。医師の前ではブラジャーのワイヤー部分を浮かせ聴診する。

## 別紙

### 脱衣を伴う検査における留意点

1. 健康診断を実施するに当たっては、児童生徒等の心情への配慮と正確な検査・診察の実施を可能にするため、学校医と十分な連携の下、実施方法（脱衣を含む）について共通認識を持ち、必要に応じて事前に児童生徒等及び保護者の理解を得るなど、円滑な健康診断実施のための環境整備に努めること。
2. 診察や検査等に支障のない範囲で、発達段階に合わせた児童生徒等のプライバシーの保護に十分な配慮を行うこと。また、検査を待つ間の児童生徒等のプライバシーの保護にも配慮すること。
3. 衣服を脱いで実施するものは、すべての校種・学年で男女別に実施するなど、発達段階を踏まえた配慮を行うこと。
4. 検査の際には、個別の診察スペースの確保や、実情に応じて教職員の役割分担（補助や記録）についても配慮すること。
5. 脱衣を伴う検査に限らず、保健調査票等が正確に記入されることで健康診断の精度も上がることから、保護者の適切な協力を得るよう努めること。

#### （参考）学校健康診断を行う場合の工夫例

- ・児童生徒等や保護者への事前の対応については、保健だよりや学年通信等を活用し、正しく検査を受け、疾病等を早期に発見することの重要性について理解を得るとともに、脱衣を伴う場合はその必要性やプライバシーへの配慮を含む実施方法について、丁寧に説明し、理解を得る。
- ・検査時の服装については、事前に学校医と共通認識を図り、検査を受けやすい服装で実施する。
- ・ついたて（囲い）やカーテン等の配慮を工夫し、個別の診察スペースを確保する。
- ・検査の会場（保健室や教室等）内では、待機する人数を最小限にするなど、プライバシーの保護に配慮した環境づくり等に努める。
- ・特に配慮が必要な児童生徒等に対しては、検査の時間を他の児童生徒等とずらすなど、個別に対応する。

## 児童生徒等の健康診断時における被害防止を図るための留意点

### 1. 複数の教員で対応する

個別診断ブース内では、教職員が立会人としての役割を担う

健康診断は複数の教職員が携わり実施されます。その際、検診結果の記録係等は、児童生徒等が検診を受ける個別診断ブース内にいることと思われますので、適切な検診のための立ち会いも兼任しているとの認識も持っていただきますようお願いします。

### 2. 健康診断で使用する器具・筆記具等は、学校で用意する

盗撮では、筆箱に入れられたペン型カメラが使用されていました。この方法を防ぐため、一手間かかるかもしれません、学校で必要器具等を用意することを推奨します。

### 3. 医師の手持ち鞄、防寒コート等を個別診察ブースの外で預かる

盗撮では、スマートフォン内のカメラ機能が活用されていました。この方法を防ぐため、医師の荷物は個別診察ブース以外の場所で預かることを推奨します。

#### 事案の概要

- 医師が、学校や企業の健康診断を利用して、盗撮を繰り返した悪質な事案
- 被疑者である医師は、学校から依頼を受けた病院等から（病院は医師の派遣会社等に紹介を受け派遣）健康診断に派遣されていた。
- 令和4年2月頃から犯行が繰り返され、本件の被害者総数は約700人（健康診断上は約600人）に及ぶ。※新聞報道等もなされている【令和5年1月18日朝刊】

#### 本件での盗撮手段

##### 【ペン型カメラ】

- ① 筆箱にペン型カメラを入れる。この時、レンズ部分を女性が映る方向に調整
- ② 筆箱ごと、被疑者の斜め後方のテーブルに置く。
- ③ 筆箱の隙間からレンズが女性に向くよう調整し、撮影した。

##### 【スマートフォン】

- ① スマートフォンの無音アプリを起動→インカメラモードに切り替え→録画ボタンを押す
- ② リュックのサイドポケット（メッシュ生地）にスマートフォンを入れる。
- ③ 着衣の下から撮影するために、レンズが真上を向く形でリュックサックを床に置き、着衣の下から撮影した。

令和5年3月29日

保 護 者 様

松原市立学校園長

## 内科検診結果のお知らせ

今回の内科検診の結果、下記のような疾病が認められましたので、ご報告いたします。

なお、専門医の精密検査及び治療を受けられるよう、おすすめいたします。

- ◎ 初めて診察を受ける時は、できるだけ保護者の方が同伴して下さい。
- ◎ 検査及び治療が終わりましたら、必ず報告書を学校に提出して下さい。
- ◎ 受診の際は健康保険証、医療証等を持参して下さい。
- ◎ 受診には受診料が発生することをご了承下さい。

----- きりとり線 -----

## 内科診察依頼書

担当内科医 様

校園名	教委テスト小学校
6年 1組	テスト01

学校における検査の結果は下記の通りです。検査及び治療が終わりましたら、受診報告書のご記入をお願いいたします。

学校における 検査結果	
----------------	--

## 内科受診報告書

内科疾患名	
処置	このままで様子を見る・治療中・治療済み・その他( )
その他の連絡事項	水泳 : 可・禁止

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印